社告

時事新報各地賣捌所の中には新報代前金相切れ候より新報發送方一時差止候事間々有之候に付自然賣捌所を經て御購讀相成居候御方の御迷惑と相成候事も可有之候へとも本社取引上の都合にて他に致方も無之候間不惡御了察の上斯る場合には最寄りの賣捌所又は本社へ直接に御注文被下度此段爲念購讀者諸君へ申上置候

時事新報の儀本社より直接郵送の外各地の賣捌所又は賣捌所より配達仕居候もの有之多數配達の中には延着或は配達漏等有之哉も計りがたきに付其節は何卒本社へ當て直接に其旨御通知被下度尤も本社にても精々注意いたし居候へとも地方遠隔の地に至ては間々行屆兼候場合も可有之依て爲念此段廣告仕候也

時事新報

ドクトルセメンズ原文

外國行の日本學生

教育の事に就て日本國は近年驚く可き進歩を爲したりと雖も自國の學校に於て西洋の學問と西洋の語を學び得ること西洋諸國に於て教育を受るが如く完全無缺ならんとするは日本人の爲めに難きことなり故に天性怜悧にして功名心ある當國の學生が此目的を達せんとて學問の發源たる西洋の國に行かんことを願ふは誠に無理ならぬことなれども爰に不都合なるは此事を實行する爲め割合に費用の莫大なる一事なり故に日本人の爲めに謀りて斯る遠國に行き斯る大金を費さんと決斷する其前に先づ以て熟慮勘辨するは甚だ大切なることなり殊に其洋行生が入用の金を他人に借るか又は兩親が其子の爲めに學費を作らんとて非常に身を詰め儉約をるが如き場合には尙更らのことなり抑も學生が洋行するからには其歸來の上は彼の國留學中に學び得たる所のものを利用して多分の金を作り後に得る所は前に費したるものよりも多く以て前日の借用を拂ひ又は兩親の老餘を安樂にして恩に報するに足る可しと信ずるは勿論のことなれども余は一言これを評して甚だしき投機なりと云はざるを得ず即ち其實は賭博の一種にして株式の取引の如く米の相場の如く又骨牌の勝負の如く危險至極の事共なり學生が歐米の學校に卒業せんとするには是非とも四年の本課程を踐むの覺悟なかる可らず實は其上にも直に此課程に入るを得る者は甚だ稀なる可し其次第は第一日本の學生は外國の語に通ずること十分ならざればなり假令へ日本の大學校を卒業したる者にても尙ほ不十分なる可し第二若しも大學校の卒業生にあらざれば其從來學び得たる學課は西洋諸學校の組織に同しからざるが爲め或る課目に對しては學力餘りありながら他の課目には不足して本課に入ること能はざればなり斯る次第にて何れにも餘分の光陰一箇年を費すことなればいよいよ學課を終りて卒業證書を得るは五箇年の事と知る可し

扨右の目的を達する爲めに五箇年の學費と往來の旅費とを計算するときは少なくも六千圓なる可し而して當國に於て六千圓の數の大金たることは誰れ人も知る所あらん此金圓なれば之を資本として普通の事業を興すに足る可く又或は八分の利子を計算しても四百八十圓の收入あり即ち四十圓の月給に當るものにして之に依頼する時は何等の仕事をも爲すに及ばず相當の暮しにて日本人の一家を支ふるに足る可し左れば余は六千圓金の費耗を顧はしと云ふにあらざれども實に十中の八九は危ふしきのみならず學資能はざることなりと云はざるを得ず是即ち余が投機賭博の評を下だす由縁なり外國の學校のみあらず何れの學校にても之に入學して得る所の教育は大概皆純粹の專門學術ならざるは無し何れの國に於ても單に專門の學術上に教へられたる者は後年に至り唯僅に豐ならざる月給取と爲りて半生を終るのみ歐米に於て大學卒業生の數は千萬の當ならずして其所得は上等の大工左官の日雇賃に及はざる者多し而して其大工左官は生涯の間に一箇年より永く學校に出入しゐる者にあらず又世の奇相とも云ふ可きは專門の學術に教へられて年齢二十二三歳までも學校に出入しゐる者が事業家と爲りて富を致しゐる例の稀なる事實なり蓋し其教育は却て本人をして此種の働に不適當ならしめたるものゝ如し故に此輩は往々事業家に使用せられて書記若くは助手の用を勤るのみ簿記方に異ならずして給料も亦大抵同樣なるを常とす左れば日本に於て殖產商工の事業大に發達したりとて喋々する者多けれども其事業に付き學術專門の學者を要するものは甚だ少なくして今後數年の後も亦同樣なる可し今日既に此種の學者は需要よりも供給の方、超過するよし余が傳聞したる所あれば目下其要は純粹の學者よりも實業者に在るの時節にして其實業者の教育は割合に深き學識を喫るに及ばざる者なり

以上の所記果して違ふことなくんば六千圓金を借用し西洋教育の方便を以て之を償却せんとする少年生は如何す可きや或は外國に行くも必ずしも卒業に志すに非ずして留學僅に兩三年なる者もあらんと雖も尙ほ二三千の金圓あらざる可らず既に之を費しゐる上は歸國の後、何か事業に就き數年の艱難辛苦を以て元利を償却せんとするも最上の好都合にて尙ほ且つ覺束なかるとなれば其艱難辛苦は恰も生涯の間、首に掛けゐる石碾に等しかる可きのみ故に余は世間の父母又は友人に向て一言を呈し苟も家に餘財あるに非ざるより以下は其子弟が投機樣の功名心を以て熱して洋行留學を願ふことあるも容易に之に致さゞることなきを忠告するものなり

官報

○遞信省訓令第二號　北海道廳　沿海府縣

私設海路標識建設人ニ於テ其變更廢止停止及再設ニ關スル屆書差出サヽル向モ有之取締上不都合不尠候條自今右等ノ際ハ其日限ヲ定メ凡二箇月前ニ屆出シメ候樣取計フヘシ

但燒失若クハ破壞シタルトキハ其旨直ニ屆出サシムヘシ

明治廿一年三月五日　遞信大臣子爵榎本武揚

○遞信省告示第二十四號

電信切手賣下所ハ本年四月一日ヨリ郵便切手賣下所ト改稱ス

明治廿一年三月五日　遞信大臣子爵榎本武揚

○遞信省告示第二十五號

郵便切手ノ賣下ヲナサントスルモノハ最寄郵便電信局又ハ郵便局ヲ經テ遞信管理局ニ願出發許ヲ受クヘシ

但願書式ハ左ノ例ニ依ルヘシ(書式略ス)

明治廿一年三月五日　遞信大臣子爵榎本武揚

○遞信省告示第二十六號

郵便切手賣下人心得左ノ通相定メ本年四月一日ヨリ施行ス

明治廿一年三月五日　遞信大臣子爵榎本武揚

郵便切手賣下人心得

第一條　郵便切手賣下人ハ其賣下ノ發許ヲ受ケ發許鑑札郵便切手賣下所掛札及此心得書ヲ受取リタルトキハ請書(第一號書式)ヲ所轄郵便局(又ハ郵便電信局以下傚之)ニ差出スヘシ○第二條　郵便切手賣下人ハ郵便切手(郵便封皮郵便葉書トモ以下傚之)ヲ需用者ニ賣下クルモノトス○第三條　郵便切手賣下所ハ其發許ヲ受ケタル場所ニ限ルヘシ出張所ヲ設ケ之ヲ賣捌キ又ハ行商ヲ爲スコトヲ得ス○第四條　郵便切手賣下所ハ衆人ノ見認メ易キ場所ヘ遞信管理局ヨリ下渡シタル切手賣下所ノ掛札ヲ掲出スヘシ○第五條　郵便切手賣下方ハ簡便ニ可成速ニ需用者ノ請求ニ應スヘシ其賣下時刻ハ少クトモ四月乃至十月ハ午前五時ヨリ午後十時迄十一月乃至翌年三月ハ午前六時ヨリ午後九時マテハ之ヲ謝絶スルヲ得ス○第六條　郵便切手ハ豫メ日々ノ賣下高ヲ見積リ欠乏ヲ來タサヽル樣常ニ相當ノ員數及種類ヲ備置クヘシ○第七條　郵便切手ハ其額面ノ金高ヨリ高價又ハ低價ヲ以テ賣下クヘカラス又些少タルトモ毀損汚斑アルカ又ハ讒謗糊稀薄其他切手ノ效用ヲ欠クヘキ患アルモノハ賣下クヘカラス○第八條　賣下ヲナス郵便切手ハ所轄郵便局ヨリ買下クヘシ○第九條　郵便切手買下ノトキハ發許鑑札ヲ持參シ買下ケ請求書(第二號書式)ヲ差出シ代金ト引替ニ其切手ヲ受取ルヘシ○第十條　所轄郵便局ニテ郵便切手買下差支ユルトキハ買下請求書ニ所轄局ノ奥印ヲ受ケ他ノ郵便局又ハ遞信管理局ヨリ買下クヘシ○第十一條　所轄局外ノ郵便局又ハ遞信管理局ヨリ郵便切手買下ノトキハ發許鑑札ヲ持參スルニ及ハス又買下請求書及代金トモ郵便又ハ其他ノ方法ヲ以テ送付スルコトヲ得○第十二條　買下ケタル郵便切手汚斑毀損アルカ又ハ讒謗糊稀薄其他切手ノ效用ヲ缺クヘキ患アルモノハ引換ヲ請求スヘシ○第十三條　郵便切手賣下手數料ハ其賣下切手高百分ノ五トス」但郵便切手賣下手數料ハ郵便局又ハ遞信管理局ヨリ郵便切手賣下ノ都度郵便切手ヲ以テ下渡スヘシ○第十四條　切手賣下發許鑑札切手賣下所掛札及切手賣下人心得書ハ常ニ保存スヘシ若シ水火盗難等ニ罹リ紛失又ハ毀損シタルトキハ所轄郵便局ヲ經テ遞信管理局ニ屆出更ニ其代品ノ下渡ヲ受クヘシ」但毀損ノモノハ所轄局ニ返納スヘシ其代品ノ下渡ヲ受ケタルトキハ請書(第三號書式)ヲ同局ニ差出スヘシ○第十五條　賣下人轉住改姓名ヲナシタルトキ又ハ賣下所ヲ移轉セントスルトキハ所轄郵便局ヲ經テ遞信管理局ニ願出發許鑑札ノ書換ヲ受クヘシ其書換鑑札ノ下渡ヲ受ケタルトキハ請書(第四號書式)ヲ所轄局ニ差出スヘシ」但賣下所ヲ移轉セントスルトキ其移轉地他ノ遞信管理區ニ屬スルトキハ一旦廢業ノ上其移轉地ニ於テ更ニ發許ヲ受クヘシ○第十六條　賣下人自ラ廢業スルカ又ハ遞信管理局ヨリ廢業ヲ命セラレタルトキハ發許鑑札掛札及心得書ヲ所轄郵便局ニ返納スヘシ」但賣下人自ラ廢業ノトキハ屆書ヲ所轄郵便局ヲ經テ遞信管理局ニ差出スヘシ○第十七條　賣下人死亡又ハ逃亡スルカ或ハ廢業スルモ自ラ屆出ヲナスコト能ハサルトキハ其家族又ハ親族ニ於テ前條ノ手續ヲナスヘシ○第十八條　賣下人廢業ノ時賣殘ノ切手買戻ヲ請求スルトキハ其原價ノ內ヨリ賣下手數料ヲ扣除シタル金額ヲ以テ買戻スヘシ

(第一號第二號書式略ス)

○宮城縣馬肉販賣停止　宮城縣に於ては去月二十八日縣令第十九號を以て當分馬肉の販賣を停止せり(宮城縣)

雜報

○京都通信　三月一日發

惺窩先生の墓　本邦宋儒の宗たる藤原惺窩先生の墳墓は京都上京十一組相國寺に在りしが今度同區の有志者靑山長祐、畑夏平の諸氏發起人となり同墓を永遠に保存せん爲め先づ一乘院村なる石川丈山翁の詩仙堂に倣ひ先生の愛玩せし遺品を蒐集し一の祠堂を建てんと目下資金募集中なるが碩學者儒の贊成も多き由なり

紀念碑　攝津舊高槻藩士の長田重遠氏(當京都府與謝郡長)等の首唱にて舊城址へ紀念碑を建設せんとするの擧なるを以て同藩主華族永井直諒氏より金百圓舊臣中村元嘉氏(大審院判事)より金三十圓其他寄附金七百餘圓に及びたるにぞ撰文を三嶋中洲氏に托し近々土木に着手するよしにて碑石は當地白川村の石工岡野傳三郎へ注文したりと

花信未到　京都にては寒中左のみ雪も降らず寧ろ暖に過ぐるが如き氣候なりしに余寒猶例にて館舎時々に雪

り爲めに近郊…
樣子にては…
至らざるべし…
新聞紙發兌の…
他有志者數名…
創設して新聞…

○松江通信
嶋根縣知事…
旬東京と發し…
に立寄り近縣…
をなすよし…
養蠶製絲傳習…
絲傳習所を…
り其位置は…
所と定れり…
監獄署の新…
すべしとは…
地方稅の增加…
至りし由なる…
ざるによ…
四月より工事…
農商課長の…
蠶事業を勸…
蠶季節に向…
久しく東京に…
中には歸任の…
雲陽新報に…
各郡長　縣下…
て頻りに計…
織業　採鑛…
處、該業に從…

○松山通信
十六日の…
村の十六日…
より花見に…
陰曆正月十…
地にては之…
あり其父の…
けるは余病…
て生を望ま…
之に勝るこ…
子は如何に…
に行きて…
六日なりと…
大日本私立…
も縣下這近…
え殊に外…
於て評議會…
急務なりと…
會員深田芳…
樣に當り近…
天蠶事業の…
蠶の事業を…
許可を得て…
ゑ先般來再…
一決せされ…

○函山通信…

龜戶江東梅
當梅園ハ既ニ二十五代連綿タル當家保存ノ老梅五百株加ルニ數百ノ古松繁茂ス昔年德川將軍屢親臨深ク梅ヲ賞セシ名所タルヲ以テ年毎ニ探梅ノ君子

衛生浪花　御料理大坂亭　新橋宗十郎町
但シ出前仕出シ仕候

本月八日木曜日午後六時ヨリ常會當日ノ演說左ノ如シ
苦辛根中ノ鹽基　長井長義氏
ホフマン氏アミン製法　右仝氏
莨菪ノ成分　高橋順太郎氏